

シフルメトフェンの規制対象を親化合物のみとすること について

(経緯)

農薬「シフルメトフェン」については、平成 19 年 10 月 26 日に残留基準が告示され、シフルメトフェン（親化合物）及びその代謝物である「 α 、 α 、 α -トリフルオロ-*o*-トルイル酸」（以下、「代謝物 B-1」という。）をシフルメトフェン含量に換算したものの和を残留基準値としている。

しかしながら、農薬「フルトラニル」を使用した農産物からも同様の代謝物が検出されるおそれがあることから、平成 22 年 12 月 3 日付けの基準審査課長通知により、以下の場合に限り食品衛生法第 11 条違反と判断することとしている。

1. シフルメトフェンの親化合物が基準値を超えて検出された場合
2. フルトラニルが使用されていない農作物からシフルメトフェン（親化合物と代謝物の和）が基準値を超えて検出された場合。

しかしながら、2の「フルトラニルが使用されていない農作物」であることについて、特に輸入食品では判断が難しい状況にある。

(対応案)

シフルメトフェンの規制対象をシフルメトフェン（親化合物）に変更する。
基準値は全てシフルメトフェン（親化合物）の作残データにより設定する。

- ・ 食品安全委員会は、農産物中の暴露評価対象物質をシフルメトフェン及び代謝物 B-1 と設定し、シフルメトフェンを投与した毒性試験データにより ADI を設定している。
- ・ 代謝物 B-1 の急性毒性試験結果は LD 50 は $> 2,000\text{mg/kg}$ 体重、遺伝毒性試験結果は陰性であり、毒性は高くないと思われる。

(参考)

フルトラニル：アミド系殺菌剤

昭和 60 年 2 月 初回農薬登録

平成 17 年 11 月 残留基準告示

平成 20 年 3 月 前回農動部会（適用拡大、IT）

規制対象・農産物及び水産物はフルトラニル（親化合物）

畜産物はフルトラニル及び代謝物 M4 をフルトラニルに換算した和

食安基発1203第2号

平成22年12月3日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部基準審査課長

(公 印 省 略)

農薬シフルメトフェンの検査の取扱いについて

農薬シフルメトフェンについては、平成19年10月26日付け食安発第1026001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知により、シフルメトフェン（親化合物）及びその代謝物である α, α, α -トリフルオロ-*o*-トルイル酸（以下、「代謝物」という。）をシフルメトフェン含量に換算したものの和を残留基準値としているところですが、今般、農薬フルトラニルを使用した農産物からも同様の代謝物が検出されるおそれがあることが判明しました。

つきましては、当分の間、シフルメトフェンの検査において、下記の場合に食品衛生法第11条違反として判断いただきますようお願いいたします。

なお、国内においてフルトラニル及びシフルメトフェンに登録がある作物は別紙のとおりとなっておりますので申し添えます。

記

1. シフルメトフェンの親化合物が基準値を超えて検出された場合
2. フルトラニルが使用されていない農作物からシフルメトフェン（親化合物と代謝物の和）が基準値を超えて検出された場合

別紙

フルトラニルの適用がある作物一覧

えだまめ
キャベツ
きゅうり
小麦
米(稲)
こんにゃくいも(こんにゃく)
サラダ菜
しょうが(葉しょうがも含む。)
大豆
てんさい
トマト(ミニトマトも含む。)
なし
なす
ねぎ
ばれいしょ
ピーマン
ふき
ほうれんそう
みつば(水耕栽培)
みょうが(花穂・茎葉)
レタス(リーフレタスも含む。)

シフルメトフェンの適用がある作物一覧

いちご
おうとう
かんきつ
すいか
茶
なし
なす
メロン
もも
りんご